

骨子における重要課題関連項目（技術）及び

「四つの視点」関連項目（技術）

手術料の適正な評価について	1
手術以外の医療技術の適正な評価について	3
新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設	4
人工腎臓等の適正な評価について	9
検体検査実施料の適正化について	11
エックス線撮影料：アナログ撮影及びデジタル撮影の新設	12
コンピューター断層撮影診断料の見直し	14
内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術等の評価の見直し	16
医療機器の価格等に基づく検査及び処置の適正化	18

手術料の適正な評価について

第1 基本的な考え方

我が国の外科手術の成績は国際的に高い水準にあるが、他の診療科と比較して負担が増加していることもあり、外科医数は減少傾向にある。我が国における手術の技術水準を確保するため、手術料について重点的な評価を行う。なお、評価に当たっては、外科系学会社会保険委員会連合（外保連）作成による「手術報酬に関する外保連試案」（以下「外保連試案」という。）の精緻化が進んでいるため、これを活用する。

また、先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療技術の評価を行い、新規手術の保険導入を行う。

さらに、診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、新規手術の保険導入を行う。

第2 具体的な内容

1 外保連試案を活用した手術料の引き上げ

「外保連試案第7版」を活用し、概ね手術料全体の評価を引き上げる。特に、外科系の診療科で実施される手術や小児に対する手術など、高度な専門性を必要とする手術をより高く評価する。

(1) 評価対象手術

外科系の診療科で実施される手術の評価には病院勤務医の負担軽減対策という観点もあることから、主として病院で実施している手術を優先して評価する。なお、病院で実施されることが多い手術を対象とすると、手術項目数全体の半分程度を評価することができる。

(2) 手術料の引き上げ

外保連試案においては、技術度・協力者数・所要時間等を勘案し、それぞれの技術に応じた費用が算出されている。こうしたデータを踏まえ、現行点数との乖離が大きい一方で高度な専門性を必要とする

鑑定されている技術度区分E及びDの手術について、それぞれ現行点数の50%増及び30%増とすることを目安としつつ、個別の点数差については外保連試案を用いて整合をとることとする。

(3) 小児に対する手術評価の引き上げ

現行上、3歳未満の小児に係る手術については乳幼児加算が認められているが、3歳以上6歳未満の小児についても同様に高度な技術が求められることから、加算の対象年齢を6歳未満に拡大する。

(参考 1) 先進医療技術に係る新規手術

先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、新規手術について保険導入を行う。〔1月20日提示済み〕

(導入された技術の例)

- ①腹腔鏡下肝部分切除術（肝外側区域切除術を含み、肝腫瘍に係るものに限る。）
- ②エキシマレーザーによる治療的角膜切除術（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）
- ③膀胱水圧拡張術（間質性膀胱炎に係るものに限る。）

(参考 2) 新規保険収載提案手術の保険導入

医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、新規手術について保険導入を行う。〔1月27日提示済み〕

(導入された技術の例)

- ①肝門部胆管癌切除術（1 血行再建あり 2 血行再建なし）
- ②膵中央切除術
- ③バイパス術を併用した脳動脈瘤手術
- ④経皮的動脈形成術
- ⑤バルーンカテーテルによる大動脈遮断
- ⑥副咽頭間隙腫瘍摘出術
- ⑦脾温存膵体尾部切除術
- ⑧経肛門的内視鏡下手術（直腸腫瘍）
- ⑨重度腹部外傷例に対するダメージコントロール手術
- ⑩膀胱脱（ヘルニア）メッシュ修復術
- ⑪前置胎盤帝王切開術

手術以外の医療技術の適正な評価について

第1 基本的な考え方

1. 先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療技術の評価を行い、保険導入を行う。
2. 診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、新規技術の保険導入又は既存技術の診療報酬上の評価の見直しを行う。

第2 具体的な内容

(参考1) 先進医療技術の保険導入（手術以外）

先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、手術以外の新規技術について保険導入を行う。〔1月20日提示済み〕

(導入された技術の例)

- ①胎児心超音波検査(産科スクリーニング胎児超音波検査において心疾患が強く疑われる症例に係るものに限る。)
- ②子宮頸部前がん病変のHPV-DNA診断(子宮頸部軽度異形成に係るものに限る。)
- ③抗EGFR抗体医薬投与前におけるKRAS遺伝子変異検査(EGFR陽性の治癒切除不能な進行又は再発の結腸又は直腸がんに係るものに限る。)

(参考2) 新規保険収載提案技術の保険導入（手術以外）

医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、手術以外の新規技術について保険導入を行う。〔1月27日提示済み〕

(導入された技術の例)

- ①イメージガイド下放射線治療(IGRT)
- ②特殊光を用いた画像強調観察を併用した拡大内視鏡検査
- ③医療機器決定区分C2(新機能・新技術)に係る技術(VACシステム等)

新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

第1 基本的な考え方

新規医療材料の保険適用において、区分C2については新たな技術料を設定し評価すべきものであることから、それぞれ技術料を新設する。またその他の医療材料等についても、診療行為の実態を踏まえて、適正な評価体系に見直す。

第2 具体的な内容

1. 一酸化窒素吸入療法に係る技術料の評価

① J045-2 一酸化窒素吸入療法（1時間につき） 〇〇〇点

[算定要件]

下記の何れかの施設基準の届け出を行っている医療機関において算定できる。

- ①新生児特定集中治療室管理料（A302）
- ②総合周産期特定集中治療室管理料（A303）

2. 胸郭変形矯正用材料に係る技術料の評価

現 行	改定案
K142-2 脊椎側彎症手術 34,800点	K142-2 脊椎側彎症手術 1 固定術 〇〇〇点 改 2 矯正術 イ 初回挿入術 〇〇〇点 新 ロ 全体交換術 〇〇〇点 新 ハ 伸展術 〇〇〇点 新

<p>注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に17,400点を加算する。ただし、加算点数は69,600点を限度とする。</p>	<p>注 1については、椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に〇〇〇点を加算する。ただし、加算点数は〇〇〇点を限度とする。 ㊦</p>
--	---

3. 局所陰圧閉鎖療法用材料に係る技術料の評価



J003 局所陰圧閉鎖処置（1日につき）

1 被覆材を交換した場合

イ 100 cm²未満 〇〇〇点

ロ 100 cm²以上 200 cm²未満 〇〇〇点

ハ 200 cm²以上 〇〇〇点

注 初回のみ、イにあっては〇〇〇点、ロにあっては〇〇〇点、ハにあっては〇〇〇点を加算する。

2 その他の場合 〇〇〇点

4. 皮下グルコース測定電極に係る技術料の評価



D231-2 皮下連続式グルコース測定（一連につき） 〇〇〇点

[算定要件]

- (1) 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の専門医が2名以上配置されていること。
- (2) 持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関であること。

5. ペースメーカー、埋込み型除細動器、両室ペーシング機能付き埋込み型除細動器に係る技術料の評価

現 行	改定案
<p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>12 心臓ペースメーカー指導管理料</p> <p>イ 区分番号 K597 に掲げるペースメーカー移埋術又は区分番号 K598 に掲げる両心室ペースメーカー移埋術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合 460 点</p> <p>ロ イ以外の場合 320 点</p> <p>注1 体内埋込式心臓ペースメーカーを使用している患者であって入院中の患者以外のものに対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。</p>	<p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>12 心臓ペースメーカー指導管理料</p> <p>イ <u>遠隔モニタリングによる場合</u> 〇〇〇点 ⑨</p> <p>ロ <u>その他の場合</u> 〇〇〇点 ⑧</p> <p>注1 <u>イについては、体内埋込式心臓ペースメーカー又は体内埋込式除細動器等を使用している患者であって入院中の患者以外のものに対して、療養上必要な指導を行った場合に、4月に1回に限り算定する。ただし、イを算定した月以外であって、当該患者の急性増悪により必要な指導を行った場合には、ロを算定する。</u> ⑨</p> <p>2 <u>ロについては、体内埋込式心臓ペースメーカー又は体内埋込式除細動器等を使用している患者であって入院中の患者以外のものに対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。</u> ⑧</p> <p>3 <u>区分番号 K597 に掲げるペースメーカー移埋術、区分番号 K598 に掲げる両心室ペースメーカー移埋術、区分番号 K599 に掲げる埋込型除細動器移埋</u></p>

	<p>術又は、区分番号 K599-3 に掲げる両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移埋術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合は、導入期加算として、所定点数に〇〇〇点を加算する。</p> <p style="text-align: right;">㊦</p>
--	--

6. 血管内光断層撮影用カテーテルに係る技術料の評価

現 行	改定案
<p>D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）</p> <p>注3 血管内超音波検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する。</p>	<p>D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）</p> <p>注3 血管内超音波検査、<u>血管内光断層撮影</u>または冠動脈血流予備能測定を実施した場合は、所定点数に300点を加算する。</p> <p style="text-align: right;">㊧</p>

7. 経皮的カテーテル心筋焼灼術における三次元カラーマッピングに係る技術料の評価

現 行	改定案
<p>K595 経皮的カテーテル心筋焼灼術（略）</p> <p>注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。</p>	<p>K595 経皮的カテーテル心筋焼灼術（略）</p> <p>注1 三次元カラーマッピング下に行った場合は所定点数に〇〇〇点を加算する。</p> <p style="text-align: right;">㊦</p> <p>2 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。</p>

8. 埋込型心電図記録計に係る技術料の評価

⑧	D210-3	埋込型心電図検査（解析料を含む。）	〇〇〇点
	K597-3	埋込型心電図記録計移植術	〇〇〇点
	K597-4	埋込型心電図記録計摘出術	〇〇〇点

[算定要件]

下記の何れかの施設基準の届け出を行っている医療機関において算定できる。

- ①両心室ペースメーカー移植術（K 598）及び両心室ペースメーカー交換術（K 598-2）
- ②埋込型除細動器移植術（K 599）及び埋込型除細動器交換術（K 599-2）
- ③両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術（K 599-3）及び両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術（K 599-4）

9. 末梢留置型中心静脈カテーテルに係る技術料の評価

⑧	G005-3	末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入術	〇〇〇点
---	--------	----------------------	------

10. 胃、十二指腸ステントに係る技術料の評価

⑧	K651	内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	〇〇〇点
---	------	-------------------	------

11. 特定薬剤治療管理料の適応拡大

血中濃度測定による治療管理を行う当該管理料について、シクロスポリンの対象疾患に難治性のアトピー性皮膚炎を追加する。

人工腎臓等の適正な評価について

第1 基本的な考え方

現在、人工腎臓の際の透析液等の薬剤費は、入院では出来高評価、入院外では包括評価としている。しかし、全身状態が比較的安定している患者に対して行う慢性維持透析においては、入院と外来で同等の医療が提供されていると考えられる。そこで、入院で行う慢性維持透析について評価体系の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 人工腎臓の評価体系について

入院で行う慢性維持透析について包括評価に変更する。なお、入院において、急性腎不全等に対して実施する人工腎臓については、引き続き出来高評価を行う。また、エリスロポエチンの使用量の減少及び同じ効能を有するが低価格のダルベポエチンへの置換が進んでいる現状を踏まえ、包括点数を見直す。

現 行	改定案
【人工腎臓】（1日につき）	【人工腎臓】（1日につき）
1 入院中の患者以外の患者に対して行った場合	1 <u>慢性維持透析の場合</u> ㊦
イ 4時間未満の場合 2,117点	イ 4時間未満の場合 〇〇〇点 ㊦
ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,267点	ロ 4時間以上5時間未満の場合 〇〇〇点 ㊦
ハ 5時間以上の場合 2,397点	ハ 5時間以上の場合 〇〇〇点 ㊦
2 その他の場合 1,590点	2 その他の場合 〇〇〇点 ㊦

2. 透析液の水質管理について

人工腎臓における合併症防止の観点から、使用する透析液についてより厳しい水質基準が求められている。こうした基準を満たした透析液を使用していることに対する評価を新設する。



透析液水質確保加算 ○○○点（1日につき）

[算定要件]

- ①月1回以上水質検査を実施し、関連学会の定める「透析液水質基準」を満たした透析液を常に使用していること。
- ②専任の透析液安全管理者1名（医師又は臨床工学技士）を配置していること。
- ③透析機器安全管理委員会を設置していること。

検体検査実施料の適正化について

第1 基本的な考え方

検体検査の実施料については、診療報酬改定時に衛生検査所等調査による実勢価格に基づいてその見直しを実施してきたところであり、これまでと同様の見直しを行う。

第2 具体的な内容

衛生検査所等調査より得られた検体検査実施における実勢価格に基づき、保険償還価格と実勢価格の乖離が大きい検査について検査実施料の適正化を実施する。

なお、検査が包括されている各項目についても、これに伴い点数の見直しを行う。

エックス線撮影料：

アナログ撮影及びデジタル撮影の新設

第1 基本的な考え方

デジタルエックス線撮影は、患者の被曝低減が可能であることや、画質改善や計測等の画像処理ができること、大量の画像データを少ないスペースで保管できることなど、アナログ撮影と比較して多くの利点を有している。

平成 21 年末をもってデジタル映像化処理加算が廃止されることを踏まえ、デジタル撮影料を新設し、アナログ撮影との区別を明確化する。

第2 具体的な内容

1. デジタルエックス線撮影料の新設

現 行	改定案
E002 撮影	E002 撮影
1 単純撮影 65 点	1 単純撮影 <u>イ</u> アナログ撮影 〇〇〇点 ^新 <u>ロ</u> デジタル撮影 〇〇〇点 ^新
2 特殊撮影（一連につき） 264 点	2 特殊撮影（一連につき） <u>イ</u> アナログ撮影 〇〇〇点 ^新 <u>ロ</u> デジタル撮影 〇〇〇点 ^新
3 造影剤使用撮影 148 点	3 造影剤使用撮影 <u>イ</u> アナログ撮影 〇〇〇点 ^新 <u>ロ</u> デジタル撮影 〇〇〇点 ^新

4 乳房撮影（一連につき） 196点	4 乳房撮影（一連につき） イ アナログ撮影 〇〇〇点 ^新 ロ デジタル撮影 〇〇〇点 ^新
--------------------	---

2. デジタル映像化処理加算の廃止

現 行	改定案
【デジタル映像化処理加算】 15点 (平成21年度末までの経過措置)	(廃止)

3. 電子画像管理加算の見直し

現 行	改定案
【電子画像管理加算】	【電子画像管理加算】
イ 単純撮影の場合 60点	イ 単純撮影の場合 〇〇〇点 ^改
ロ 特殊撮影の場合 64点	ロ 特殊撮影の場合 〇〇〇点 ^改
ハ 造影剤使用撮影の場合 72点	ハ 造影剤使用撮影の場合 〇〇〇点 ^改
ニ 乳房撮影の場合 60点	ニ 乳房撮影の場合 〇〇〇点 ^改

コンピューター断層撮影診断料の見直し

第1 基本的な考え方

CT及びMRIについて、新たな機器の開発や新たな撮影法の登場などの技術の進歩が著しい状況にある一方で、使用機器の診断性能に見合った評価がなされていないとの指摘があることを踏まえ、画像撮影の評価体系を見直す。

第2 具体的な内容

16列以上のマルチスライス型CTによる撮影に対する評価を新設する。また、1.5テスラ以上のMRIによる撮影に対する評価を引き上げる。さらに、CT及びMRIの2回目以降の撮影料について、実態を踏まえた見直しを行う。

現 行	改定案
E200 コンピューター断層撮影 1 CT撮影 イ マルチスライス型の機器による場合 850点 ロ イ以外の場合 650点	E200 コンピューター断層撮影 1 CT撮影 イ <u>16列以上のマルチスライス型の機器による場合</u> 〇〇〇点 ⑨ ロ <u>2列以上 16列未満のマルチスライス型の機器による場合</u> 〇〇〇点 ⑩ ハ <u>イ、ロ以外の場合</u> 〇〇〇点 ⑩
E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI撮影) 1 1.5テスラ以上の機器による場合 1300点 2 1以外の場合 1080点	E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI撮影) 1 1.5テスラ以上の機器による場合 〇〇〇点 ⑩ 2 1以外の場合 〇〇〇点 ⑩

第3節 通則2

(中略)当該月の2回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき650点を算定する。

第3節 通則2

(中略)当該月の2回目以降の断層撮影については、一連につき所定点数の100分の〇〇〇に相当する点数により算定する。㊦

内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術等の評価の見直し

第1 基本的な考え方

1. 大腸内視鏡手術の普及が進む中、大腸のポリープ・粘膜切除術に対する現行の評価に関しては、胃・十二指腸と比較して高点数である、難易度に応じた技術の評価となっていない等の指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、腫瘍の良悪性に基づく従来の評価から、ポリープの大きさ又は切除範囲による区分への見直しを行う。

2. ポリープ・粘膜切除術後の止血に対し、より高い点数設定である小腸結腸内視鏡的止血術を算定している場合があるとの指摘があることから、当該分野について適正化を行う。

第2 具体的な内容

内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術と内視鏡的大腸ポリープ切除術について、ポリープの大きさ又は切除範囲による区分に変更する。

また、内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術と内視鏡的大腸ポリープ切除術の算定要件を明確化する。

現 行	改定案
【内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術】	【内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術】
1 早期悪性腫瘍粘膜切除術 6,740点	1 <u>ポリープ又は切除範囲が2cm以上のもの</u> 〇〇〇点 改
2 その他のポリープ・粘膜切除術 5,730点	2 <u>ポリープ又は切除範囲が2cm未満のもの</u> 〇〇〇点 改 [算定要件]

<p>【内視鏡的大腸ポリープ切除術】</p> <p>5,360 点</p>	<p><u>内視鏡的止血術を併施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。</u> ⑨</p> <p>【内視鏡的大腸ポリープ切除術】</p> <p>1 <u>ポリープが2 cm 以上のもの</u> ○○○点 ⑨</p> <p>2 <u>ポリープが2 cm 未満のもの</u> ○○○点 ⑨</p> <p>[算定要件]</p> <p><u>内視鏡的止血術を併施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。</u> ⑨</p>
---------------------------------------	--

医療機器の価格等に基づく検査及び処置の適正化

第1 基本的な考え方

生体検査や処置の一部の点数は、使用する機器の価格や検査に要する時間に比べて高い評価となっているとの指摘がある。

これらを踏まえ、使用する機器の価格や検査に要する時間等のデータに基づき、適正化を行う。

第2 具体的な内容

1. 眼科学的検査の適正化

現 行		改定案	
D262	屈折検査 74点	D262	屈折検査 〇〇〇点 改
D263	矯正視力検査	D263	矯正視力検査
	1 眼鏡処方せんの交付を行う場合 74点		1 眼鏡処方せんの交付を行う場合 〇〇〇点 改
	2 1以外の場合 74点		2 1以外の場合 〇〇〇点 改
D264	精密眼圧測定 85点	D264	精密眼圧測定 〇〇〇点 改
D265	角膜曲率半径計測 89点	D265	角膜曲率半径計測 〇〇〇点 改

2. 耳鼻科学的検査の適正化

現 行		改定案	
D244	自覚的聴力検査	D244	自覚的聴力検査
	1 標準純音聴力検査、自記オーディオメーターによる聴力検査 400点		1 標準純音聴力検査、自記オーディオメーターによる聴力検査 〇〇〇点 改
	2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査 400点		2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査 〇〇〇点 改

3. 内視鏡検査の適正化

現 行	改定案
D298 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部 ファイバースコープ (部位を問わず一連につき) 620 点	D298 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部 ファイバースコープ (部位を問わず一連につき) 〇〇〇点 ㊦
D299 喉頭ファイバースコープ 620 点	D299 喉頭ファイバースコープ 〇〇〇点 ㊦

4. 皮膚科処置の適正化

現 行	改定案
J055 いぼ焼灼法	J055 いぼ焼灼法
1 3 箇所以下 220 点	1 3 箇所以下 〇〇〇点 ㊦
2 4 箇所以上 270 点	2 4 箇所以上 〇〇〇点 ㊦
J056 いぼ冷凍凝固法	J056 いぼ冷凍凝固法
1 3 箇所以下 220 点	1 3 箇所以下 〇〇〇点 ㊦
2 4 箇所以上 270 点	2 4 箇所以上 〇〇〇点 ㊦